

調書（決定）

事件の表示 令和８年（行ツ）第８８号
 令和８年（行ヒ）第７６号

決定日 令和８年６月１９日

裁判所 最高裁判所 第二小法廷

当事者等 上告人兼申立人 X 法人
 被上告人兼相手方 国
 同補助参加人 Z １ 組合
 同補助参加人 Z ２ 組合連合

原判決の表示 東京高等裁判所令和７年（行コ）第１６８号（令和７年１１月１０日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第１ 主文

- １ 本件上告を棄却する。
- ２ 本件を上告審として受理しない。
- ３ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第２ 理由

１ 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２ 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

令和８年６月１９日

最高裁判所 第二小法廷